

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第 25 条における審議会その他合議制の機関設置について

### ○認定こども園法について

#### （第 25 条）

第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県（指定都市等）に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

#### （第 17 条第 3 項）

幼保連携型認定こども園の認可をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

#### （法第 21 条第 2 項）

幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

#### （法第 22 条第 2 項）

幼保連携型認定こども園の認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

### ○第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関について（案）

#### 『新潟市子ども・子育て会議「幼保部会」を活用する』

→新潟市子ども・子育て会議条例の一部改正（第 1 条に当該事務を追加）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、同項に規定する事務を処理するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という）を置く。

→当該事務を、第 9 条第 6 項の規定（部会の議決を全体会の議決とする）に適用させる。

#### 第 9 条

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。